

令和4年 第1回臨時会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

令和4年7月28日

筑西広域市町村圏事務組合

令和4年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録目次

第 1 日 (7月28日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	3
職務のため出席した者	3
諸般の報告	4
開 会	4
開 議	4
新議員の紹介	4
仮議席の指定	4
選挙第1号 議長の選挙	4
議長就任の挨拶	5
諸般の報告	6
管理者提出議案の報告	6
議会運営委員長の報告	7
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
管理者の招集挨拶	8
報告第2号、報告第3号の上程、説明、質疑、採決	9
報告第4号の上程、説明、質疑、採決	13
報告第5号の上程、説明、質疑、採決	14
議案第5号、議案第6号の上程、説明、質疑、採決	15
議案第7号の上程、説明、質疑、採決	18
議案外報告 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書(一般会計)	20
閉会中の継続審査の申し出について	20
閉 会	21

令和4年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

令和4年7月28日(木) 午前10時開会
筑西市議会議事堂

日程第1 選挙第1号 議長の選挙について

令和4年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程（その2）

令和4年7月28日（木）午前10時開会
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第2号 処分事件報告について
報告第3号 処分事件報告について
(2件一括上程)
- 日程第 4 報告第4号 処分事件報告について
- 日程第 5 報告第5号 処分事件報告について
- 日程第 6 議案第5号 財産の取得について
議案第6号 財産の取得について
(2案一括上程)
- 日程第 7 議案第7号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案外報告 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書（一般会計）
- 日程第 9 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（19名）

2番	仁平	実君	3番	石嶋	巖君
4番	小倉	ひと美君	5番	津田	修君
6番	稲川	新二君	7番	大里	克友君
8番	佐藤	仁君	9番	風野	和視君
10番	潮田	新正君	11番	林	悦子君
12番	榎戸	甲子夫君	13番	仁平	正巳君
14番	尾木	恵子君	15番	堀江	健一君
16番	箱守	茂樹君	17番	赤城	正徳君
18番	安藤	泰正君	19番	立川	博敏君
20番	大木	作次君			

欠席議員（1名）

1番 大山和則君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	須藤	茂君	副管理者	小林	栄君
副管理者	大塚	秀喜君	常任幹事	鶴見	俊之君
常任幹事	熊坂	仁志君	常任幹事	田口	瑞男君
会計管理者	板谷	典子君	事務局長	早瀬	道生君
事務局 総務課長	豊口	勝昭君	事務局 企画財政課長 兼西総務課 公園管理事務 所長	広瀬	浩孝君
環境センター 所長	岡崎	瑞穂君	消防本部長	内田	昭彦君
消防本部長 消防次長	市村	正明君	筑西市 市長公室 秘書課長	新井	隆一君

職務のため出席した者

事務局次長兼 きぬ聖苑場長	須藤	正明君	事務局総務課 総務グループ 係長	田口	俊幸君
事務局総務課 総務グループ 係長	築田	貴司君			

◎諸般の報告

○副議長（大木作次君） おはようございます。副議長の大木作次でございます。

去る6月1日、筑西市議会選出の増淵慎治君、保坂直樹君から組合議員の辞職願が提出され、同日付で辞職の許可をいたしましたので、ここにご報告いたします。

これにより組合議会の議長が不在となっております。議長が選任されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

◎開会の宣告

○副議長（大木作次君） これより令和4年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○副議長（大木作次君） ただいまの出席議員は19名であります。よって、会議は成立しております。

なお、欠席通知のあった者は、1番、大山和則君の1名であります。

それでは、これより本日の会議を開きます。

◎新議員の紹介

○副議長（大木作次君） まず、今般の組合議員の辞職に伴い、新たに組合議員となられた方々を紹介いたさせます。名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願えれば幸いです。

須藤事務局次長。

○事務局次長兼きぬ聖苑場長（須藤正明君） ご紹介いたします。

筑西市、津田 修議員、同じく榎戸甲子夫議員。

以上で紹介を終わります。

◎仮議席の指定

○副議長（大木作次君） この際、議事の都合上、新たに選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎選挙第1号 議長の選挙

○副議長（大木作次君） これより、議事日程に入ります。

日程第1、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（大木作次君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（大木作次君） ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

議長に津田 修君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました津田 修君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（大木作次君） ご異議なしと認めます。よって、津田 修君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました津田 修君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

◎議長就任の挨拶

○副議長（大木作次君） 津田 修君のご挨拶をお願いいたします。

〔新議長 津田 修君登壇〕

○新議長（津田 修君） 筑西市の津田 修でございます。一言ご挨拶を述べさせていただきます。

ただいまの選挙にてご推挙いただきました。議長に就任できました。心から厚く御礼申し上げます。改めて責任の重さを感じている次第であります。今後、全身全霊を傾け、重職である議長職を全うする所存でございます。議員の皆様をはじめ執行部の皆様、関係各位の皆様方の温かいご支援とご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（大木作次君） 以上をもちまして、副議長の職務を全て終了いたしました。

津田 修君、議長席にお着きをお願いいたします。

皆様のご協力、誠にありがとうございました。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（津田 修君） 議長席を交代いたしました。

それでは、書類整理のため暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時08分

○議長（津田 修君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎諸般の報告

○議長（津田 修君） 次に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（津田 修君） 次に、本臨時会に提出する議案につきましては、既に管理者より配付されたとおりであります。

〔管理者配付文書〕

筑広組発第76号

令和4年7月28日

組合議会議長 津田 修 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須 藤 茂

令和4年第1回組合議会臨時会提出議案等の送付について

令和4年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

(令和4年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会)

報告第2号 処分事件報告について（筑西市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について）

報告第3号 処分事件報告について（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について）

報告第4号 処分事件報告について（令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号））

報告第5号 処分事件報告について（令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号））

議案第5号 財産の取得について

議案第6号 財産の取得について

議案第7号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）

議案外報告 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書（一般会計）

◎議会運営委員長の報告

○議長（津田 修君） 次に、本臨時会の会期及び日程等につきましては、去る7月25日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、堀江健一君。

〔議会運営委員長 堀江健一君登壇〕

○議会運営委員長（堀江健一君） 改めまして、おはようございます。それでは、令和4年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会につきまして、去る7月25日、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告申し上げます。

まず、議事日程における日程第1は、選挙第1号 議長の選挙についてであります。これはただいま終了いたしております。

次に、議事日程（その2）における日程第1は、議席の指定についてであります。

日程第2は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第3は、報告第2号 処分事件報告について及び報告第3号 処分事件報告についての2件を一括上程するものであります。

日程第4は、報告第4号 処分事件報告についてであります。

次に、日程第5は、報告第5号 処分事件報告についてであります。

次に、日程第6は、議案第5号 財産の取得について及び議案第6号 財産の取得についての2案を一括上程するものであります。

日程第7は、議案第7号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）であります。

日程第8は、議案外報告 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書（一般会計）であります。

日程第9は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

次に、今臨時会における議案質疑の回数及び時間につきましては、総括方式のみとし、発言は3回まで、新型コロナウイルス感染症対策として、答弁を含め30分以内とすることになりました。

また、服装についてであります。マスク着用及びクールビズ対応とすることに決定しております。

以上のとおりでありますので、議事の進行につきましては、皆様方の特段のご協力をお願い申し上げます。報告に代えさせていただきます。

○議長（津田 修君） 以上で報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（津田 修君） これより議事日程に入ります。

まず、日程第1、議席の指定についてであります。

今般、組合議員になられました方々の議席につきましても、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

氏名とその議席番号を朗読いたさせます。

須藤事務局次長。

○事務局次長兼きぬ聖苑場長（須藤正明君） 議席を朗読いたします。

5番議席に津田 修議員、12番議席に榎戸甲子夫議員。

以上でございます。

○議長（津田 修君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（津田 修君） 次に、会議規則第73条の規定により、会議録署名議員に8番、佐藤 仁君、10番、潮田新正君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（津田 修君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者の招集挨拶

○議長（津田 修君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。

須藤管理者、お願いします。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） 改めまして、おはようございます。令和4年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、先ほどの議長選挙によりご就任されました津田議長に心からお祝いを申し上げます。

また、榎戸議員におかれましても、筑西広域圏民のためにご尽力を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルスにつきましては、連日のように新規陽性者数が増加するなど、いわゆる第7波に突入している状況にあります。当組合におきましては、今後適切に感染防止対策を継続して実施し、圏域住民の安心安全な生活のために全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員の皆様におかれましては、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、当臨時会の提出案件でございますが、処分事件報告4件、財産の取得2件、補正予算1件、議案外報告1件でございます。議案等の内容及び提案理由など詳細につきましては、各担当から説明させていただきますので、十分なるご審議の上、賛成賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎報告第2号、報告第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（津田 修君） 次に、日程第3、報告第2号 処分事件報告について及び報告第3号 処分事件報告についての2件を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

早瀬事務局長。

〔事務局長 早瀬道生君登壇〕

○事務局長（早瀬道生君） 事務局長を拝命しております早瀬です。よろしくお願いたします。

報告第2号 処分事件報告について説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。処分日は令和4年3月29日となっております。

この条例改正は、人事院規則において非常勤職員の育児休業取得要件の緩和及び育児休業の取得を促進するための措置等が追加されたことから、これに準拠し、専決処分とさせていただいたものです。

なお、筑西市においては3月22日、結城市においては3月23日、桜川市においては3月4日に議決をいただいたものです。

2、3ページをお開き下さい。見開き左が専決処分書の写しとなります。

4、5ページをお開き下さい。見開き左が改正内容となります。第2条第3号の改正につきましては、これまで非常勤職員は引き続き在職した期間が1年以上経過しないと育児休業等が取得できませんでした。改正後は、採用当初から取得できるよう取得要件を緩和するものでございます。

第19条第2号では、部分休業につきましても採用当初から取得できるよう取得要件を緩和するものでございます。

次に、第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加えるものでございます。まず、第23条とし

まして、職員等から妊娠または出産等の報告があった場合は、任命権者は育児休業制度等を職員に知らせるとともに、意向を確認するなどの措置等を規定するものです。

同じく追加した第24条につきましては、職員に対する育児休業に関わる研修の実施や育児休業に関する相談体制の整備など、勤務環境の整備を規定するものでございます。

附則としまして、この条例の施行日を令和4年4月1日とするものでございます。

5ページ以降は新旧対照表を添付いたしましたので、ご参照下さいますようお願いいたします。

以上で報告第2号についての説明を終わります。

続きまして、報告第3号です。処分事件報告について説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。処分日は令和4年3月29日です。

この条例改正は、令和3年人事院勧告により国家公務員の給与改定が2月に行われ、給与体系の準拠元である筑西市が3月22日定例会で議決、また結城市においては3月23日、桜川市においては3月4日に条例が改正されたことを受け、当組合におきましても国や構成市と足並みをそろえるため、専決処分とさせていただいたものでございます。

2、3ページをお開き下さい。見開き左が専決処分書の写しとなります。

4、5ページをお開き下さい。改正の概要について説明させていただきます。主な改正点ですが、1点目として、民間給与との格差を是正するため期末手当の支給率を引き下げるものでございます。

2点目としましては、令和4年6月支給の期末手当に関して特例措置を設け、令和3年12月期末手当の支給率引下げが見送られたことによる引下げ相当額を減額し、調整することを定めるものでございます。

改正内容でございますが、第19条第2項で6月及び12月の期末手当の支給率を、一般職は0.075月、再任用職員は0.05月引き下げるとしてございます。

附則としまして、第1条は施行日を令和4年4月1日とするものです。

第2条は、特例措置により令和3年12月支給期における期末手当引下げ相当額、一般職が0.15月分、再任用職員が0.1月分を令和4年6月支給の期末手当から減じるものでございます。

5ページ最後の第3条は、規則への委任を定めるものでございます。

6ページ以降、新旧対照表を添付いたしましたので、ご参照下さいますようお願いいたします。

以上で報告第3号についての説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（津田 修君） 以上で説明を終わります。

この際、申し上げます。議事の都合により議案質疑については総括方式のみとし、発言は3回まで、答弁を含め30分以内といたします。

それでは、質疑を願います。

石嶋 巖君。

[3番 石嶋 巖君登壇]

○3番（石嶋 巖君） ただいまの報告について質疑を行います。

一つは、報告第2号、育児休業等についてであります。第24条の職員に対する育児休業に関わる研修の実施、この研修の具体的な中身についてお伺いすると、(2)の相談体制の整備とありますが、どのような相談体制が整備されたのか伺います。

それと、(3)、勤務環境の整備に関する措置とありますけれども、勤務環境がどのように整備されたのか伺うものであります。

その次、報告第3号、給与に関する条例ですが、説明では民間給与との格差という説明がありましたが、具体的にどのぐらいの格差があるのか伺います。

その次に、説明の中で0.075月、0.05月引下げとありますが、具体的にモデルを使った分かりやすい説明を質問いたします。

○議長（津田 修君） 石嶋 巖君の1回目の質疑に答弁願います。

早瀬事務局長、お願いします。

○事務局長（早瀬道生君） 石嶋議員さんの質問にご答弁いたします。

まず、1点目が報告第2号について、研修や相談体制となりますが、研修や相談体制については、現在広域の職員の中で育児休業を取得する者が1名ございまして、それ以外の者が現在対象となっている者はいない状況です。しかしながら、このような条例が制定されたことから、それに準じた相談体制の構築については、先行事例や構成市さんの実施状況を参考にしながら今後実施してまいりたいと考えております。

環境整備についても、構成市さんの事例をちょっと参考にさせていただきながら今後実施していきたいと考えているところです。

また、報告第3号の給与の格差についてですが、民間との格差については、ちょっと手元に資料がございませんので、具体的な金額については、引下げ額というところだけにとどめさせていただきたいと思っております。

また、具体的なモデルということなのですが、そちらにつきましては、今回筑西広域市町村圏で6月の期末手当支給になった職員の平均値になりますが、総額で7万5,601円、こちらが減額になっております。

以上です。

○議長（津田 修君） 石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） ご説明ありがとうございました。それで、1名対象ということなのですが、先行事例を参考にしながらと説明ありましたが、この辺では研修の中身とか先行事例に学んでいくと

ということなのですが、具体的に研修とか相談体制をどのようにしたかとか勤務環境の整備ということなのですが、少しでも具体的にこう変わりましたと、環境がよくなりましたという事例があればお伺いしたいと思います。

それと、6月の期末で平均7万5,000円の減ということで、これはかなり大きな減額だというふうに受け止めておりますが、実際職員の皆さんの感想といたしますか、受け止め方はどのように受け止めているかお伺いいたします。

○議長（津田 修君） それでは、2回目の質疑に答弁を願います。

早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 石嶋議員さんの質問に答弁いたします。

具体的ということなのですが、本年4月からスタートしたところなので、まずは上級官庁等からこういった案内があるということをご参考を実施していきたいところです。ただ、実際に筑西広域としましては、職員の人数、こちらをある程度増やしてあげて、産休にかかわらず休みを取りやすい環境を整えていくことは大切かと考えております。

もう一点、第3号の給与についてですが、正直7万5,000円という金額は、今までもらっていた期末手当の1割が減になったというような印象なので、10%減ってしまうというのはかなり、欲しいものを2つ3つ我慢しなければならないというところで、財布のひもとしては締めなければならない、頭の痛い問題というふうにご考えております。ただ、これについては個人的な感想ですので、これにとどめさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（津田 修君） 石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） この筑西広域市町村圏事務組合職員の皆さんの働く環境がよくなるということは、さらに進めていっていただきたいというふうに思うわけでありまして。

それと、この人事院勧告ということで、なかなかつらい部分はあるかと思っておりますが、その辺のところ、働く職員の皆さんが気持ちよく働けるような職場環境をつくっていくということを切に願ひまして、私の質疑を終了いたします。

○議長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 異議なしと認めます。

逐条採決をいたします。

まず、報告第2号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（津田 修君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第3号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（津田 修君） 起立多数。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（津田 修君） 次に、日程第4、報告第4号 処分事件報告についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

早瀬事務局長、お願いします。

[事務局長 早瀬道生君登壇]

○事務局長（早瀬道生君） 報告第4号 処分事件報告について説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第4号)。処分日は令和4年3月2日です。

次ページをお開き下さい。見開き左が専決処分書の写しでございます。

右をご覧ください。令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第4号)の予算書でございます。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,515万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億2,596万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

この補正予算の概要ですが、環境センター3号炉ボイラー3パス水管噴破、これに伴う緊急工事及び1、2号炉ボイラー同様工事による工事費の増額補正でございます。財源につきましては、鉄くず等売却代及びメタル売却代を財源化し、対応しております。

では、10、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款7諸収入、項2雑入、目1雑入、節1雑入、説明の欄、35、環境センターの鉄くず等売却代2,053万3,000円と、36、メタル売却代3,461万9,000円の増額は、今回の補正予算に伴う収支調整のために増額したものです。

次に、12、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款4衛生費、項2清掃費、目3ごみ処理施設費、説明欄、ごみ処理施設関係経費5,515万2,000円の増額につきましては、環境センター

ごみ処理施設で3号炉ボイラー水管噴破に伴う緊急工事及び1、2号炉ボイラー同様工事に対応するための維持補修工事費の増額をしたものです。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（津田 修君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 異議なしと認め、採決をいたします。

報告第4号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（津田 修君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（津田 修君） 次に、日程第5、報告第5号 処分事件報告についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

早瀬事務局長、お願いします。

〔事務局長 早瀬道生君登壇〕

○事務局長（早瀬道生君） 報告第5号 処分事件報告について説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)。処分日は令和4年6月28日です。

次ページをお開き下さい。見開き左が専決処分書の写しでございます。

見開き右をご覧ください。令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)の予算書でございます。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

この補正予算の概要ですが、環境センター灰溶融施設のフリッカ抑制装置電力遮断器の故障に伴う灰溶融炉停止による清掃費歳出予算の組替えを行ったものです。

次に、6、7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳出でございます。

款4衛生費、項2清掃費、目3ごみ処理施設費、説明欄、ごみ処理関係経費、節12委託料8,387万5,000円の増額は、今回のフリッカ抑制装置電力遮断器の故障に伴う灰溶融炉の停止に伴うごみの搬出を最終処分場へ追加せねばならなくなりました。追加する灰の量については2,500トン、こちらに対応するため、運搬及び処分料を増額したものです。

次に、節14工事請負費8,712万5,000円の減額は、今般のトラブルに伴い、工事の発注内容を精査いたしまして、今回の委託料並びに負担金補助及び交付金の増額に対応させていただいたものです。

節18、負担金補助及び交付金325万円の増額は、最終処分場への処分量の増加に伴う搬出先の自治体、こちらへの環境保全協力金となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（津田 修君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 異議なしと認め、採決をいたします。

報告第5号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（津田 修君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎議案第5号、議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（津田 修君） 次に、日程第6、議案第5号 財産の取得について及び議案第6号 財産の取得についての2案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

内田消防長、お願いします。

〔消防本部消防長 内田昭彦君登壇〕

○消防本部消防長（内田昭彦君） 消防本部消防長の内田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第5号 財産の取得について説明させていただきます。

消防力の強化及び消防装備の近代化を図るため、下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、1、購入物品及び数量、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、取得予定価格、6,337万8,818円。

4、契約の相手方、東京都港区芝5丁目36番地7号、株式会社モリタ東京支店、支店長山北忠司でございます。

購入物品の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車は、現在、筑西消防署に配備されております水槽付消防ポンプ自動車の更新により購入するものでございます。筑西消防署の水槽付消防ポンプ自動車は平成14年12月に配備され、以来19年間使用してきた車両でございまして、走行距離は約11万9,000キロでございます。

車両の更新につきましては、消防本部で策定しております車両更新計画に基づき、使用年数や走行距離、経年による劣化などの状況を勘案して更新しているところであり、今年度は筑西消防署水槽付消防ポンプ自動車の更新をお願いするものでございます。

この車両は、国の緊急消防援助隊設備整備費補助を受けることが決定しており、令和5年度から緊急消防援助隊として登録される予定でございます。大規模災害時には消防庁長官からの要請を受け、速やかに被災地へ災害派遣となる車両でございます。

緊急消防援助隊設備整備費補助は、車体や必要な艀装などについておよそ50%の補助率であり、今回の補助金は1,683万2,000円の交付が決定しております。

本件の売買契約につきましては、令和4年6月2日に一般競争入札を実施し、仮契約を締結しております。

参考資料といたしまして、1ページに災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の調達概要を、2ページ以降に仕様書概要をお示ししましたので、ご参照していただきたいと存じます。

続きまして、議案第6号、同じく財産の取得についてご説明申し上げます。

内容でありますが、1、購入物品及び数量、災害対応特殊救急自動車1台。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、取得予定価格、3,971万円。

4、契約の相手方、茨城県水戸市泉町2丁目3番24号、茨城トヨタ自動車株式会社、代表取締役幡谷史朗でございます。

購入物品の災害対応特殊救急自動車は、現在、筑西消防署、関城分署に配備されております車両の更新でございます。関城分署の救急車は平成25年に配備され、現在まで9年間運用し、この間5,000件以上の救急出動をしており、走行距離は約18万5,000キロでございます。

救急車の更新につきましても、消防本部で策定しております車両更新計画に基づき、走行距離や救急車出動件数、経年による劣化などの状況を勘案して更新しているところであり、今年度は筑西消防署、関城分署救急車の更新をお願いするものでございます。

この車両を国の緊急消防援助隊設備整備補助を受けることが決定しており、令和5年度から緊急消

防援助隊として登録される予定でございます。大規模災害発生時には消防庁長官からの要請を受け、速やかに被災地へ災害派遣となる車両でございます。

今回の補助金は1,422万1,000円の交付が決定しております。本件の売買契約につきましては、令和4年6月2日に一般競争入札を実施し、仮契約を締結しております。

参考資料としまして、1ページに災害対応特殊救急自動車の調達概要を、2ページ以降に仕様書概要をお示ししましたので、ご参照していただきたいと存じます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（津田 修君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

石嶋 巖君。

〔3番 石嶋 巖君登壇〕

○3番（石嶋 巖君） 議案第5号、同じく議案第6号について質疑いたします。

消防力の強化及び消防装備の近代化を図るためということで、本当にこれは重要なことかなというふうに強く思います。やはり強化したり近代化を図り、市民の安心安全をさらに保障していく、そういう意味で大事な点と受け止めました。

それで、質疑なのですが、この災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台とありますが、実際これ特殊車両に該当するかどうかと思うのですが、これを運転できる署員は何人中何人いるのかについてお伺いいたします。

○議長（津田 修君） 石嶋 巖君の第1回目の質疑に答弁を願います。

内田消防長、お願いします。

○消防本部消防長（内田昭彦君） 石嶋議員の質問にご答弁いたします。

現在、広域圏内で免許取得状況といたしますか、機関員として認定されております職員の数でございますけれども、大型免許認定者が169名、中型免許機関員が50名、準中型免許機関員が28名となっております。

以上でございます。

○議長（津田 修君） 石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） そうしますと、先ほどの休みを保障するとかありましたけれども、そういうローテーションで回していると思うのですが、運転できる署員がいなくて消防ポンプ自動車が出動させられないという事態というのはあり得ないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（津田 修君） 2回目の質疑に答弁を願います。

内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

先ほど申しました機関員の数で現在は十分足りていると認識しております。また、機関員がいなく

て車両運用できないという事態は、現在といたしますか、今まで発生しておりません。

以上です。

○議長（津田 修君） 石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） 以上で終わります。

○議長（津田 修君） ほかがございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） ご異議なしと認め、逐条採決をいたします。

まず、議案第5号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（津田 修君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（津田 修君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（津田 修君） 次に、日程第7、議案第7号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

早瀬事務局長。

〔事務局長 早瀬道生君登壇〕

○事務局長（早瀬道生君） 議案第7号について説明させていただきます。

令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,959万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億2,373万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年7月28日提出です。

補正予算の概要ですが、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊救急自動車購入額の確定に伴う精算補正と、建設資材等高騰による桜川消防署庁舎建設工事費の増額補正をお願いするものでございます。

6、7ページをお開き願います。上段第2表、継続費補正、これは桜川消防署建設事業において庁舎建設費の増額に対応するため、継続費総額を16億700万円から1億9,810万円増額の18億510万円とし、それに伴う年割額の変更をお願いするものでございます。

次に、下段第3表、地方債補正、こちらは消防補助事業の事業費確定に伴う消防車両購入事業債及び庁舎建設費増額に伴う桜川消防署庁舎建設事業債の限度額変更をお願いするものとなっております。

次に、12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目2消防費国庫補助金3,105万3,000円の追加でございます。これは、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊救急自転車購入に対し、緊急消防救助隊設備整備補助金が交付決定となったことから追加するものでございます。

次に、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,984万円の増額は、桜川消防署庁舎建設事業における建設工事費増額に伴う一般財源部分について、令和3年度決算における余剰財源で予算化をお願いするものとなっております。

次に、款8組合債、項1組合債、目3消防債2,870万円の増額は、消防車両購入事業債3,070万円の減額と桜川消防署庁舎建設事業債5,940万円の増額、これらを合わせたものをお願いするものとなっております。

14、15ページを開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款5消防費、項1消防費、目1消防総務費、説明欄、消防車両購入事業306万6,000円の減額は、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車が、当初予算6,479万2,090円に対し6,337万8,818円で落札となったこと、また災害対応特殊救急自動車が、当初予算4,136万2,018円に対し3,971万円で落札となったことから、その差金306万6,000円の減額をお願いするものです。

次に、目3消防庁舎建設費、説明の欄、桜川消防署庁舎建設事業7,924万円の増額につきましては、庁舎建設工事費が当初予算6億2,520万円に対し7億444万円となったことから、7,924万円の増額をお願いするものです。

続きまして、款8予備費、項1予備費、目1予備費341万9,000円の増額は、こちら本来であれば分賦金としてお返しするところなのですが、組合の財源を考慮いたしまして、予備費に繰り入れることをお願いするものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（津田 修君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第7号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（津田 修君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案外報告 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書（一般会計）

○議長（津田 修君） 次に、日程第8、議案外報告 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書（一般会計）について説明を求めます。

早瀬事務局長、お願いします。

〔事務局長 早瀬道生君登壇〕

○事務局長（早瀬道生君） 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合継続費繰越計算書（一般会計）。

資料裏をご覧ください。一般会計、款4衛生費、項2清掃費、事業名、ごみ処理施設基幹的設備改良事業でございます。継続費の総額は令和3から令和7年度の5か年で、80億470万2,000円となっております。令和3年度継続費予算計上額1億2,319万9,000円に対し、執行額確定に伴う支出済額8,634万8,251円を差し引いた残額3,685万749円を令和4年度へ逡次繰越しとさせていただくものでございます。

説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（津田 修君） 以上で説明を終わります。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（津田 修君） 次に、日程第9、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長から継続審査の申出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 異議なしと認め、委員長の申出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（津田 修君） 以上で、今臨時会に付託された案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和4年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時03分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年7月28日

議 長 津 田 修 ⑩

副 議 長 大 木 作 次 ⑩

署 名 議 員 佐 藤 仁 ⑩

署 名 議 員 潮 田 新 正 ⑩